

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム団体の観覧許可
根拠法令及び条項	那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウムの運営に関する要綱第6条、第7条
審 査 基 準	
<p>那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウムの運営に関する要綱 <別紙のとおり></p>	
標準処理期間	1週間以内
所管部署	生涯学習部 中央公民館（098-917-3442）
更新日	平成27年4月1日

<別紙>

那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウムの運営に関する要綱
(団体の観覧許可の申請)

第6条 団体を対象とする投影を観覧しようとする団体の代表者は、那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧許可申請書(第1号様式)により前週の金曜日までに教育長に申請しなければならない。

2 前項の申請に係る毎年度の受付開始日は次のとおりとする。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 本市内の団体 4月1日

(2) 本市外の団体 5月1日

3 第1項の申請は、那覇市牧志駅前ほしぞら公民館において、原則として、那覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条第1項に規定する本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間において受け付けるものとする。

4 小学生、中学生及び高校生向けの学習投影を希望する場合は、第1項の規定による申請の際、その旨を申し出るものとする。

(団体の観覧の許可)

第7条 教育長は、前条第1項の規定による申請を許可したときは、那覇市牧志駅前ほしぞら公民館プラネタリウム観覧許可書(第2号様式。以下「観覧許可書」という。)を交付するものとする。

2 前項の観覧の許可を受けた者は、観覧する際、観覧許可書を係員に提示しなければならない。ただし、教育長が必要でないと認めるときは、この限りでない。